

## 契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月8日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,283,100	1,283,100	100.00%	-	
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第85回50)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため 予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第85回60)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため 予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第21回住宅金融支援機構債券)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月26日	三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-4-1 大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿4-20-3	会計規程第25条第1項 貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した公募・企画競争方式による総合評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して随意契約したものである。	379,443,750	379,443,750	100.00%	-	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月16日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	8,365,000	8,365,000	100.00%	-	
平成21年度以降に使用するTVCM制作業務等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月26日	株式会社電通 東京都港区東新橋1-8-1	政府調達規程第11条第2号 本件は、機構のTVCMを制作するための経費である。 本業務について、企画競争手続(平成20年8月13日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	50,000,000	50,000,000	100.00%	-	
電子計算機等返還業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月28日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計規程第25条第1項 本件は、リース契約の解約に伴うホストコンピュータの所有者への返却である。返却に当たっては大型のため、当該コンピュータを解体して搬出する必要がある。当該コンピュータは返却後に二次使用されることが決まっており、正常動作を保証するために、所有者自らが解体・再組立を行うと指示されたため、同社と随意契約したものである。	5,187,000	3,808,875	73.43%	-	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月30日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,261,260	1,261,260	100.00%	-	

(注)

会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。